

## 令和4年度第4回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

- 1 日時 令和5年1月18日(水) 午後1時25分～午後4時5分
- 2 場所 立川市役所2階 210会議室
- 3 次第

### (1)届出関係諮問事項

- ① 立川市幸図書館他4館及び立川市柴崎図書館他2館の指定管理者と基本協定書を締結することについて  
【教育部図書館】
- ② 学校給食費収納管理システムの業務開始及び学校給食費関連通知作成等業務の外部委託について  
【教育部学校給食課】
- ③ 立川市地域学習館防犯カメラシステムの設置について  
【教育部生涯学習推進センター】
- ④ 立川市教育支援センター「たまがわ」防犯カメラシステムの設置について  
【教育部指導課】
- ⑤ Web会議システムを利用した妊婦サポート面談等について  
【福祉保健部健康推進課】
- ⑥ 多胎家庭支援事業の外部委託について  
【子ども家庭部子ども家庭支援センター】
- ⑦ 立川市若葉児童館及び立川市西砂児童館の指定管理者と基本協定書を締結することについて  
【子ども家庭部子ども育成課】
- ⑧ 障害者福祉システムの改修について  
【福祉保健部障害福祉課】
- ⑨ 障害者福祉システムの改修について(その2)  
【福祉保健部障害福祉課】
- ⑩ 申請管理システムの導入及び「ぴったりサービス」とのシステム連携について  
【総合政策部情報推進課】

⑩ 燃やせるごみ専用袋全戸配布業務の外部委託について

【環境下水道部ごみ対策課】

(2) 個人情報保護法関連の条例の公布について

(3) その他

#### 4 出席者

(1) 委員

齊藤会長、入谷副会長、神宮委員、梶委員及び福原委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：図書館長、管理係長及び同係主任

諮問事項②：学校給食課長、管理係長及び同係主任

諮問事項③：生涯学習推進センター長及び錦学習館係長

諮問事項④：指導主事、指導課指導係長及び同係主事

諮問事項⑤：健康推進課長及び母子保健係長

諮問事項⑥：子ども家庭支援センター長及び子ども家庭支援センター係長

諮問事項⑦：子ども育成課子ども育成係長及び同係主任

諮問事項⑧：障害福祉課長、障害福祉第2係主事及び障害福祉第3係主事

諮問事項⑨：同上

諮問事項⑩：情報推進課長及び住民情報システム係長

諮問事項⑪：ごみ対策課長及び計画推進係長

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

#### 5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（教育部図書館）

【諮問の概要】

立川市幸図書館他4館及び立川市柴崎図書館他2館の管理運営業務について、令和5年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、民間事業者2者が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

## 【審議内容】

### 《研修について》

○各指定管理者が独自の研修を行っている。実施した研修の内容については市に報告がある。

### 《個人情報の持ち出しについて》

○地区図書館で講座等を開催する場合、同じ建物の地域学習館の会議室を使用することがあり、その時に受講者の名簿等を持ち出すことがある。この場合には、中央図書館（市直営館）の館長が事前に承認している。

### 《個人情報の保護と対策について》

○利用登録は紙に記載するが、その情報をシステムに入力して電子データで管理している。紙媒体は施錠できるキャビネットで管理しているが、電子データは業務従事者名簿を提出させて、当該職員以外はシステムにアクセスできないようにしている。

○（委員）図書館はセンシティブな情報を扱っているので、セキュリティ対策はしっかり行って欲しい。

○これまでも同じ事業者が指定管理者だったが、個人情報に関する事故は起きていない。

### 《個人情報の保存年限について》

○業務仕様書のなかで文書等は5年間、帳簿は10年間の保存を定めている。

○（事務局）文書規程では目安となる保存年限を定めており、具体的な文書については各課が文書規程や法令上の保存年限に従って個別に定めている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

## 諮問事項②：（教育部学校給食課）

### 【諮問の概要】

令和5年4月から学校給食費公会計化を実施することとなり、学校給食費収納管理システムを用いて口座振替データの作成及び収納状況の管理等を行うにあたり、基幹系システム（学齢簿システム）又は住民基本台帳システムを目的外利用して対象となる児童生徒及びその保護者の個人情報を入手すると共に、学校給食費の決定通知、変更決定通知及び還付通知の送付にあたり、通知書の作成及び封入封緘業務を外部委託するもの

**【審議内容】**

《環境により良い自動車の利用について》

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づくものであり、立川市は外部委託仕様書に盛り込んでいる。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項③：(教育部生涯学習推進センター)**

**【諮問の概要】**

錦学習館中規模改修工事の一環として、令和 5 年 2 月から錦学習館における不審者対応及び犯罪等の抑制を目的に防犯カメラ 1 台を設置し、その映像を録画装置に接続し録画するもの

**【審議内容】**

《ラックに入る録画装置の管理について》

○ラックには鍵が付いている。

○(委員) 鍵の管理と強固なパスワードの設定について、運用基準に明記して欲しい。

○了解しました。

《他館の防犯カメラ設置予定について》

○学習館の改修工事については 10 年間のなかで前期と後期に分けており、各館の改修工事に併せて防犯カメラを設置していく。

○予算を伴うものなので、緊急性の判断だけでは全館に設置できない。通学路、児童館や学童保育所など子ども関係の施設に優先的に設置すると聞いている。

《設置場所について》

○地域学習館の出入口に設置する。これまで事故が起きたことはない。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、録画装置が入るラックの鍵及びパスワードの管理については運用基準に明記すること。

**諮問事項④：(教育部指導課)**

**【諮問の概要】**

錦学習館中規模改修工事の一環として、令和 5 年 2 月から同館に併設された立川市教育支援センター「たまがわ」における不審者対応及び犯罪等の抑制を目的に防犯カメラ 1 台を設置し、その映像を録画装置に接続し録画するもの

**【審議内容】**

《外階段の入り口について》

- 特に施錠はしていないので、開館時間内であれば誰でも入館できる。これまで不審者が入ってきたことはない。
- 建物の構造上は1階から2階へ上がれるようになっているが、地域学習館の利用者が2階に上がらないようについで等で制限している。
- （委員）少し無防備ではないか？と思うが…。
- 入口のドアの開閉時に音がするようになっていて、子どもたちが入ってくれば職員が対応している。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、録画装置が入るラックの鍵及びパスワードの管理については運用基準に明記すること。

**諮問事項⑤：（福祉保健部健康推進課）**

**【諮問の概要】**

国が新たに推進する母子保健対策強化事業においてSNSを活用したオンライン相談等が実施されることとなり、令和5年2月からWeb会議システムを利用した妊婦サポート面談等を実施するもの

**【審議内容】**

《個人情報の取扱いについて》

- 妊婦サポート面談やこどもは赤ちゃん事業で個人情報を扱わないということではできないので、Web会議システムを利用する場合には、個人情報を扱うことについて事前に利用者の承認を得てから実施することにしたい。
- （委員）個人情報を扱わないということのほうが難しいのではないか？
- Web会議システムを利用する場合、個人情報を扱わないというのが市の方針であるが、当該事業では利用者の同意を得て個人情報を扱うことを基本に考えている。
- 自宅に来て欲しくない。つわり等で来庁できない。育休・産休が取れなくて面談に来られないという人たちのために早急に実施したいと考えている。

《パソコン機器の管理について》

- （委員）セキュリティ対策として定期的なアップデートが必要になるので、その管理も行うということを利用マニュアルに記載して欲しい。

○記載することといたします。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、パソコン機器の定期的なアップデートについて、利用マニュアルに明記すること。

#### 諮問事項⑥：(子ども家庭部子ども家庭支援センター)

##### 【諮問の概要】

多胎妊娠中の方やその家族、多胎児育児中の方を対象に、多胎児育児経験者等と交流(おしゃべり会)をしながら、情報交換や共感しあうことで多胎育児の不安や孤立を防ぐ支援事業を市民団体に外部委託するもの

##### 【審議内容】

《周知方法について》

○どこに多胎児がいるのか把握できないので、広報、ホームページ、母子手帳の交付時に事業についてPRしている。口コミが有効である。

《参加者の延べ人数について》

○1回の定員が5~6組であるが、少ないときは2~3組程度で、集まるときと集まらないときがあり、曜日、時間帯を工夫している。土曜日の参加者が増えている。

《個人情報の管理について》

○事前申し込みではなく、当日会場で申込み用紙に氏名や電話番号等を記入してもらっている。

○当該市民団体は平成28年度から令和2年度まではボランティアとしてこの事業に参加していたが、令和3年度から委託事業となり、今年度からは個人情報の収集や管理も委託することとなった。当該市民団体には個人情報に関する研修を行っていききたい。

○(委員) 個人情報の取扱いについては、仕様書に明記しておいたほうが良い。

○齟齬のないように分かりやすく記載していききたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、個人情報の取扱いについて仕様書に明記すること。

#### 諮問事項⑦：(子ども家庭部子ども育成課)

##### 【諮問の概要】

立川市若葉児童館(学童保育所含む)及び立川市西砂児童館(学童保育所含

む) の管理運営業務について、令和5年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、特定非営利活動法人が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

**【審議内容】**

《帳票等の管理について》

○膨大な数の帳票であるが、紙媒体としてキャビネットに施錠して管理している。  
緊急連絡先等は館長も見ることができるようになっている。

○(委員) 個人情報について一律の管理で良いのだろうか? という思いがある。  
例えば、子育てひろばの記録にはセンシティブな情報が含まれている。

○子育てひろばの所管は子育て推進課となり、その担当職員からも個人情報の取扱いについては漏えい等のないように注意を喚起している。また、事業ごとに部屋を別々にして管理している。

《紙の帳票を減らしていく方法について》

○(委員) 古い情報を減らして最新の情報に更新するためにも、電子データ化など帳票を減らす方法を考えるべきでは?

○確かに現場でも文書管理が大変になってきているので、他市の事例も参考にしたい。

《館長や従事者等の経歴について》

○館長には有資格者で経験のある人を配置することになっている。

○(委員) センシティブな情報を扱うことになるので、従事者には市から個人情報保護に関する教育等をしっかり行って欲しい。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、大量の個人情報を紙媒体での管理については電子データ化も視野に管理方法について工夫するとともに、センシティブな情報を取扱うので従事者の教育等をしっかり行うこと。

**諮問事項⑧：(福祉保健部障害福祉課)**

**【諮問の概要】**

厚生労働省からの「令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(令和3年度補正予算分)に係る所要見込額について(依頼)(令和4年10月5日付け事務連絡)通知により、令和4年10月からは報酬改定により「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設することとなり、障害者福祉システムを改修するもの

**【審議内容】**

委員からの質問や意見等は、特になかった。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑨：(福祉保健部障害福祉課)**

**【諮問の概要】**

厚生労働省からの「障害福祉サービスデータベースの構築に伴う事務システムの改修について(依頼)」(令和4年3月30日付け事務連絡)通知により、国による障害福祉サービスデータベースの構築に伴い、市区町村からは障害支援区分認定データ、受給者台帳情報、給付等明細書情報を、都道府県からは障害児支援受給者台帳、障害児支援に係る給付等明細書情報、事業所台帳を毎月提供することとなり、また、各データの提供は国民健康保険団体連合会を經由して行うこととなり、令和5年1月から障害者福祉システムを改修するもの

**【審議内容】**

《新しい送付業務フローについて》

○判定ソフトのパソコンからUSBメモリーを介して伝送ソフトのパソコンにデータを移行し、そのパソコンから国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)にデータを送付した後はデータを削除する。二つのパソコンは同じ机の上にある。

○伝送ソフトが入っているパソコンは国保連合会から貸与されており、ネットワークの接続も国保連合会が行っている。

○USBメモリーの管理は市が行っており、課内の施錠できるキャビネットに保管している。

○(委員)USBメモリーはウィルス感染する可能性があるので、定期的にウィルスチェックをして欲しい。

《新しいデータベースについて》

○厚生労働省が新しいデータベースを構築することとなり、収集区分や収集方法を変更して、国保連合会を經由してデータを管理することとなった。国保連合会と厚生労働省の間では既に毎月いくつかのデータ伝送を行っており、同じルートを使ったほうが地方自治体の負担にならず、データの紐づけもできて、安全も確保できるということではないかと思う。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑩：(総合政策部情報推進課)**

**【諮問の概要】**

総務省が策定した自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画に基づき、子育て・介護関係の26手続きについては、ぴったりサービス（インターネット上から行政手続や届出の検索や申請を行うことができるサービスをいう。）による申請が可能となり、LGWAN接続系で取得したぴったりサービスによる申請情報は、個人番号利用事務系の申請管理システムに転送する方式を採用することとし、令和5年4月からの運用に向けて申請管理システムを導入し、ぴったりサービスとのシステム連携を図るもの

**【審議内容】**

《データ連携について》

- ぴったりサービスからのデータは、市役所内にあるLGWAN系でも個人番号系でもない連携サーバに入り、その連携サーバにあるデータを個人番号系からデータを取りに行くという構図になっている。連携サーバに個人番号系がデータを置きに行くことはなく、一方通行となる。
- これまではUSBメモリーを介してデータ移行を行っていたが、今後は連携サーバを介することにより、USBメモリーの紛失等を防ぐことができる。
- （委員）連携サーバはセキュリティがしっかりしていることが大事だと思う。
- 連携サーバは国の指定がないと使えないことになっている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑪：(環境下水道部ごみ対策課)**

**【諮問の概要】**

原油価格・物価高騰関連緊急対策として、市内全世帯に家庭用一般廃棄物指定収集袋（燃やせるごみ専用袋）の全戸無料配布を行うため、令和5年1月から住民基本台帳、児童扶養手当対象者及び生活保護受給者情報を目的外使用して配布データを作成し、配送業務を民間事業者へ外部委託するもの

**【審議内容】**

《個人情報の収集について》

- 委託業者に提供する個人情報は住所、氏名、郵便番号となるが、世帯人数など

いくつかの情報を確認したうえでデータを委託業者に渡す。生年月日については燃やせるごみ専用袋が届いていないという連絡があったときの本人確認の情報として使用する。

《DV世帯情報の取扱いについて》

○DV世帯については市職員が直接手渡しをする。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

## (2) 個人情報保護法関連の条例の公布について

(事務局) 令和5年4月から改正個人情報保護法が施行されることに伴い、立川市個人情報保護条例を廃止し、新たに立川市個人情報の保護に関する法律施行条例、立川市個人情報保護審査会条例を制定するために、令和4年第4回定例議会に上程し議決を経たことから令和4年12月23日付けで公布した。

議員からは市が条例でしっかり保護してきた個人情報が今後どうなるのか？という懸念が寄せられたが、市としては個人情報保護の立場は今後もしっかり堅持していくことを申し上げ、今までのように個別事項を諮問することはできなくなるが、専門的な知見に基づく意見を聴取する必要がある場合には新たな個人情報保護審査会に諮問していくことを説明した。

また、議員からは国が個人情報をコントロールすることについての不満はあるが、現在の個人情報保護審議会の委員が継続して新たな個人情報保護審査会になり、今後も機会あるごとに意見を聴取できるということについては安心しているという意見があった。

現在、条例以外の例規関係の整備や庁内への周知の準備等を行っているところである。

【質疑応答】

《令和5年4月以降について》

○(事務局) 個別案件についての諮問はできないので、審査会の開催頻度は少なくなる。国は諮問事項として審査請求を想定しているが、個人情報に関する様々な課題を市だけで独自に判断していくことは難しいと考えているので、今後も機会ある度に諮問し、答申をいただきたいと考えている。

○(委員) 審査会の開催は不定期になるのか？

○(事務局) 必要に応じて日程調整して開催することになる。

○（事務局）今後、個人情報の利活用について検討せざるを得なくなった場合には、市だけで判断するのは難しいので、審査会を開催して専門的な知見に基づく意見を聴取したいと考えている。

(3) **その他**

令和4年度第5回開催予定について

日 時 令和5年3月22日（水）午後1時30分～

場 所 立川市役所 210 会議室

内 容 届出関係諮問事項審議等